

森林組合だより

第7号

平成23年12月1日発行

編集発行

中津川市森林組合

TEL.0573-65-1128

FAX.0573-65-7427



林業機械による木材搬出（林産事業）でコスト削減に挑戦!!

組合の状況

平成23年9月30日現在

組合員と出資金	組合員数	出資口数	出資金
	4,809名	935,254口	93,525,400円

総代および組合員数		中津川	坂下	川上	福岡	蛭川	山口	地域外	合計
総代数	99	17	10	48	26	10	0		210名
組合員数	2,282	409	173	906	525	231	283		4,809名

任期満了に伴う 役員改選がありました



代表理事組合長
糸魚川 柏三

【おまけ】

組合員の皆様には、日頃から組合の運営、また、事業の推進に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、去る五月三十日に開催されました中津川市森林組合第7回通常総代会におきまして、理事十名と監事三名が承認され、同日の理事会において私が引き続き組合長に推薦され就任いたしました。もとより浅学非才でありましたが、一期組合運営を任せました経験を生かし、組合員の皆様の期待に応えるべく頑張る所存でございますので、ご協力のほど、心からお願ひ申し上げます。私共の組合は、一昨年度前まで、赤字経営であり、大変心配を掛けておりましたが、おかげさまで少しですが二年続けて黒字化を実現することが出来ました。

これも一重に皆様方のご協力の賜物とお礼申し上げます。

さて、政権が交代をしまして、CO₂の25%削減が世界に発信され、一昨年十一月には「森林・林業再生プラン」を発表し、木材生産の自給率を、二〇二〇年を目標としまして50%を目指すというプランが出されました。

これは、育てる林業から利用する林業へと方向転換をするものです。集約化とは、三〇haから一〇〇ha程の団地をつくり、それを一団地として五ヶ年間の森林整備を行うものです。

本年は、集約化実施計画と云うもので、平成二十四年度以降は、森林経営計画となつてきます。したがって、本年度の集約化実施計画の団地づくりに、役職員一同努力して参りますので、総代の皆様も各地区ごとに、この森林整備の推進に、益々のご協力をよろしくお願い致します。

今後、利用間伐が主体に成つて来ますと、作業道の路網整備が必要になります。一昨年は作業道の延長が、七、一〇〇m、昨年は、九、八〇〇m、今年は七、九〇〇mが計画されております。

補助事業については、森林環境保全整備直接支援事業として利用間伐を実施することになります。

さらには、環境保全林整備事業として伐り捨て間伐をする県の事業として森林環境税も創設されるようであり、期待をしているところでもあります。

毎年申し上げますが、世代が進むにつれ、山ばなれが進んでおり、山はあつてどこにあるのか知らない人が多くなり、大変なことです。

ますます、境界が不明確になりますが、中津川市では、地籍調査も遅れていまして、全体では、42%位だと思ひます。

しかし、旧中津川市は、5%程度となつております。公有林は別にしまして、私有林は一九、〇〇〇ha位かと存じますが、地籍調査と境界明確化で、五分の程度が、まだまだ未確定かと思ひます。大変な事だと思ひますが、今後地籍調査と境界明確化の連動が必要かと思われまふ。

そして、自分の山は、自分で守るのが大切だと思ひます。

今後、森林組合の持つ役割がますますと重要になります。

組合の管理部門では、コンピュータによる合理化を進めて行きます。組合運営としては、安全第一で無事

故無災害に努め技術を磨き、経営もますますと研鑽を積み、組合員の皆様の期待に応えるべく、役職員一同努めて参ります。

今後とも、組合員皆様のご理解と関係各機関各位のご指導とご支援をお願い申し上げます。



平成23年度事業計画

●運営の基本方針

【総括】

国の「森林・林業再生プラン」が策定され、10年後の木材自給率を50%以上にするための施策の中に森林の整備や木材生産の効率化に必要な路網と林業機械を組み合わせた作業システムの導入があります。当組合ではこの3年間、路網の整備や機械の導入を積極的に行つてまいりましたが、過去の基盤整備の遅れから十分に対応できる状況に至っておりません。今年度も引き続き作業路を活用した低コスト搬出の促進に努めてまいります。

また、今年度から本格稼働を開始し

た森の合板工場に対して地元森林組合として、搬出材を積極的に納材してまいります。

私たちは、日々変化する社会に適應する知識と技術レベルを高め、厳しい環境は自分達の力で変えていくという気概を持って、常に失敗を恐れず、新たな挑戦（チャレンジ）を続けていきます。これにより、組合員と地域に愛され、森林組合と従業員の幸せを実現します。

【指導部門】

各地域の組合員への啓発と林業の情報提供を行います。また、森林整備を促進するため地域説明会を開催し、集約化を進めてまいります。

【販売部門】

木材の搬出量12,000m³を目標とし、主伐・利用間伐・支障木の搬出を積極的に行つてまいります。また、中間土場・山土場から製材工場へ直送を行うことにより、搬出経費の節減に努め、森林所有者への利益還元を図ります。

【森林整備部門】

新たな補助制度では、これまで0.1ha以上の面積で申請していた事業が5ha以上の集約化がなされた利用間伐主体の事業地のみ補助対象となります。こうした新制度に対応するため7,900mの作業路開設を行います。

また、森林施業地集約化モデル事業、森林境界明確化及び施業地集約化促進事業において、森林所有者の境界を確定・測量し、そのエリアに相応した森林整備・路網の計画等を策定してまいります。

【管理部門】

管理部門は、安全衛生管理業務と事務の現状を見直し、効率化を図りつつ、円滑な組合運営に役職員一同努めて参ります。

また、組合員皆様のご理解と関係機関各位のご指導とご支援をお願い申し上げます。

● 平成22年度 貸借対照表・損益計算書ならびに剰余金処分額について ●

貸借対照表

平成23年3月31日現在 (単位: 千円)

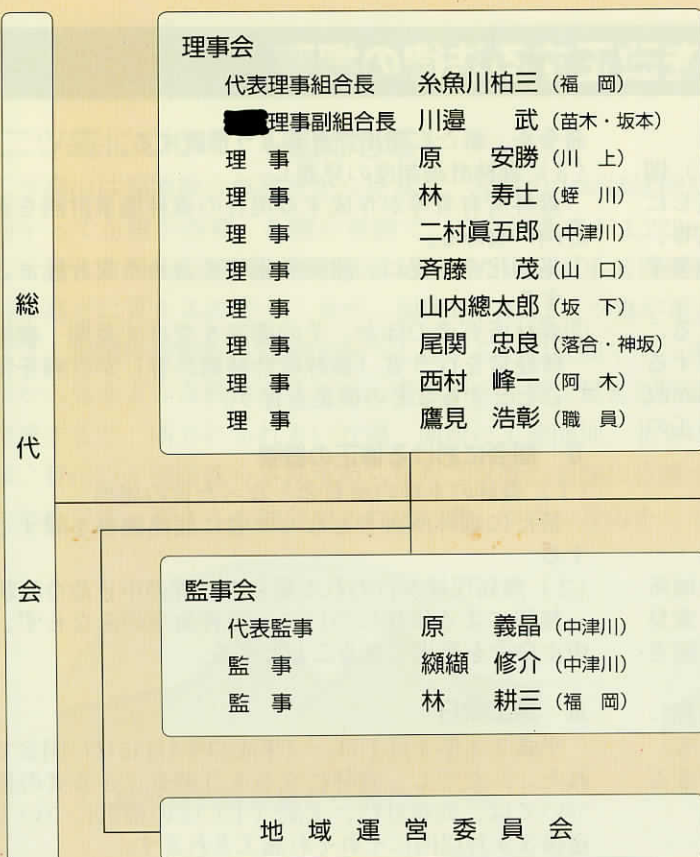
資産の部		負債および資本の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	222,135	流動負債	45,739
①現金・預金	93,672	①買掛金	281
②売掛金	831	②未払金	40,487
③未収金	125,875	③預り金	2,181
④棚卸資産	350	④その他負債	2,790
⑤その他資産	2,017	固定負債	4,688
⑥貸倒引当金	△ 610	①退職給付引当金	2,924
		②役員退任慰労引当金	1,764
固定資産	60,275	負 債 合 計	50,427
①土地	16,267	出資金	93,458
②森林	7,876	利益剰余金	162,204
③減価償却資産	120,243	①資本準備金	100
減価償却累計額	△ 94,476	②法定準備金	110,699
④無形固定資産	10,365	③任意積立金	49,833
		④当期末処分剰余金	1,572
外部出資	23,553	(1) 当期剰余金	1,572
		(2) 繰越利益剰余金	0
その他の固定資産	126	資 本 合 計	255,662
資 産 合 計	306,089	負 債 資 本 合 計	306,089

損益計算書

平成22年4月1日～23年3月31日 (単位: 千円)

科 目	金 額
事業損益の部	
事業総収益	351,753
事業総費用	247,653
事業管理費	105,599
事業利益	△ 1,499
事業外損益の部	
事業外収益	7,079
事業外費用	5,056
経常利益	524
特別損益の部	
特別利益	6,088
特別損失	5,962
税引前当期剰余金	650
法人税等	180
当期剰余金	470
前期繰越剰余金	1,102
当期末処分剰余金	1,572
剰余金処分額	
当期末処分剰余金	1,572
法定準備金へ積立	500
次期繰越剰余金	1,072

● 中津川市森林組合 機構図 ●



〒508-0045 中津川市かやの木町2番3号
 TEL (0573) 65-1128
 FAX (0573) 65-7427
<http://www.nakatu-f.or.jp>
 E-mail: info@nakatu-f.or.jp

参 事

鷹見 浩彰

総 務 課

課長 加藤美代子
 係長 磯貝美和子

森林整備課

課 長 良雪 憲雄
 課長補佐 安江 弘巳
 係 長 市川 賢治
 係 長 酒井 裕美
 係 長 谷本 美香
 書 記 三浦 幹根

林 産 課

課 長 小縣 隆幸
 課長補佐 山田 桂
 係 長 竹内 寛

森林技術者 24名

森林・林業の再生に向けた改革の姿（イメージ）



森林法の一部を改正する法律の概要

「森林林業・再生プラン」を法制面で具体化
 国の森林・林業の再生に向けた改革の姿（イメージ）図の中でも紹介されているように、森林計画制度の見直しによる「森林経営計画」の樹立等と路網整備・人材育成等、それらを法制面でも具体化されます。その概要と補助事業の概要をお知らせします。

「森林・林業再生プラン」について法制面で具体化することは、森林所有者がその「責務」を果たし、森林の有する公益的機能が十全に発揮されるように、森林法の一部が改正されます。また、政府原案の概要と国会における修正の概要は下記のとおりです。

I 政府原案の概要

- (1) 所有者が不明の場合を含む適正な森林施業の確保
 - ①他人の土地について路網等の設置が必要な場合、土地所有者等が不明でも使用権の設定を可能にするため、意見聴取の機会を設ける旨を公示すること等により、手続きが進められるよう措置する。
 - ②森林所有者が、早急に間伐が必要な森林（要間伐森林）の間伐を行わない場合に、所有者が不明であっても、行政の裁定により施業代行者が間伐を行うことができるようにするなど制度を拡充する。
- (2) 無届伐採がおこなわれた場合の造林命令の新設
 無届による伐採について、森林所有者のいかに問わず、災害発生等の防止に必要な伐採後の造林を行わせるための

命令を、新たに発出できるよう措置する。

(3) 森林計画制度の見直し

森林所有者等が作成する現行の森林施業計画を森林経営計画に改める。

- ①集约化を前提に、路網整備等を含めた実行性ある計画とする。
- ②森林所有者のほか、その委託を受けて長期・継続的に森林経営を行う者（森林組合林組合等）が計画を作成することとするなどの改正を行う。

II 国会における修正の概要

- (1) 森林の土地の所有者となった旨の届出
 新たに森林所有者となった者に届出義務を課することとする。
- (2) 無届伐採が行われた場合の伐採の中止命令の新設
 無届による伐採について、造林命令のみならず、伐採の中止命令を発出できることとする。

III 施工期日

平成24年4月1日。（平成23年4月15日に国会で採択された。）ただし、森林に立ち入り調査できる者の拡大等については、公布日に、上記（1）①の措置については、公布後3ヶ月以内にそれぞれ施工されます。

また、法制度の実効性を高めるため、罰則の引き上げ及び新設もされております。

補助制度の概要説明

平成 22 年度で、伐捨間伐単独の補助金がなくなり、平成 23 年度から 1 申請面積が 1 事業地当たり 5ha 以上で、木材の搬出を伴う間伐に対して補助されることとなりました。平成 24 年度からは、森林経営計画の樹立が補助条件となります。1 林班単位（100ha 前後）で計画し、そのエリア内の森林所有者と合意形成を図りながら作成します。その内容は長期の持続的な森林経営に関する計画であり、①伐採・造林の計画②保育の計画③集約化施業の実施状況④作業路網等の計画を記述します。

ただし、これはどこでも実施できる訳ではなく、この計画内で 5 年間のうちに、ヒノキ 11 年～60 年生、スギ 11 年～50 年生までの人工林の 1/2、ヒノキ 61 年～90 年生、スギ 51 年～90 年生までの人工林の 1/3 の合計面積から過去 10 年以内の間伐面積を控除した面積以上の施業を実施出来る場所に限定されます。

たいへん複雑な制度ではありますが、ご協力をお願い致します。

■イメージ



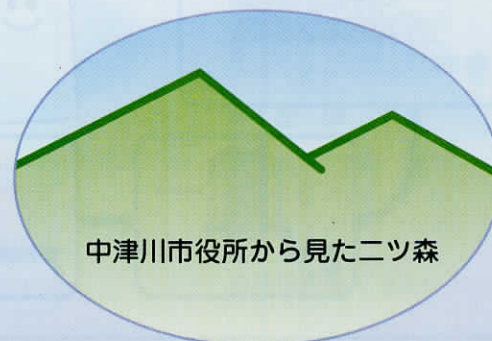
$$((30\text{ha}+30\text{ha}) \div 2 - 15\text{ha 施業歴}) + (15\text{ha} \div 3 - 2\text{ha 施業歴}) = 18\text{ha 以上}$$

山のコラム!!

◆ニツ森について（福岡地域）

ニツ森山は福岡総合事務所から見ると、左右の山がほぼ同じ高さで並んで見えます。

向かって左側が西森、右側が東森で、高さは西森が 1,223m、東森が 1,155m で高低差は 68m です。左右が並んで見える理由は福岡総合事務所から見た場合、手前に東森、奥に西森となり、約 300m の前後差があるため同じ高さに見えるのです。また、福岡地内にはニツ森が重なり、1 つにしか見えないポイントがあります。それは、福岡中学校から付知方面へ 1 km ぐらいの区間です。中津川市役所からニツ森を見ると、その前後差を正面から見るような形になるため、明らかに左側に見える西森が高く見えます。登山も人気があります。山頂に到達すると、南方にふれあい牧場、南西に工業団地、北東に御嶽山が見えます。山頂まで景色が見えない理由は、登山口が福岡総合事務所から見たニツ森の裏側に位置するため、山頂まで登らないと表側の景色が見えないためです。皆さんも機会があれば一度ニツ森に登山をしてみてください。





森林・環境税の導入を検討しています



【なぜ森林・環境税が必要なのでしょう】

森林や河川は、水源のかん養、県土の保全、水道用水を始め農業・工業用水の水源、さらには生物多様性の確保、地球温暖化防止など、県民生活や産業を支える様々な公益的機能を有しています。

しかしながら、本県では、管理放棄され荒廃した森林や野生動物による農作物の被害の増加、外来生物の繁殖、水環境の悪化などが懸念され、このまま放置すると私たちの安全・安心な生活に大きな影響を及ぼす恐れがあります。

県では、本県のすばらしい自然環境を保全・再生し、これらの持つ公益的機能を高める取り組みを早急かつ確実に進めてまいります。そのために、必要な費用を、その恩恵を受ける県民の皆さまに等しくご負担いただくために、平成24年度の導入を目指して「清流の国ぎふ森林環境税（仮称）」の創設を検討しています。



【このような使いみちを検討しています】

「清流の国ぎふ」づくりを進めるための新たな施策を展開します
【例】

- ・環境保全を目的とした水源地域等の森林整備、里山林の整備
- ・希少野生生物の保護、外来生物の駆除、流域河川清掃
- ・教育施設の木造化、木製学習教材の導入、木質ギターの導入
- ・地域が主体となった環境保全活動や子どもたちへの環境教育の実施

【新しい税のしくみはこう考えています】

【課税方式】 県民税均等割に加算する方法

【納める人】 県民税均等割を納めている方

【税率】 個人：年額1千円（現行の均等割額1千円に1千円を加算）

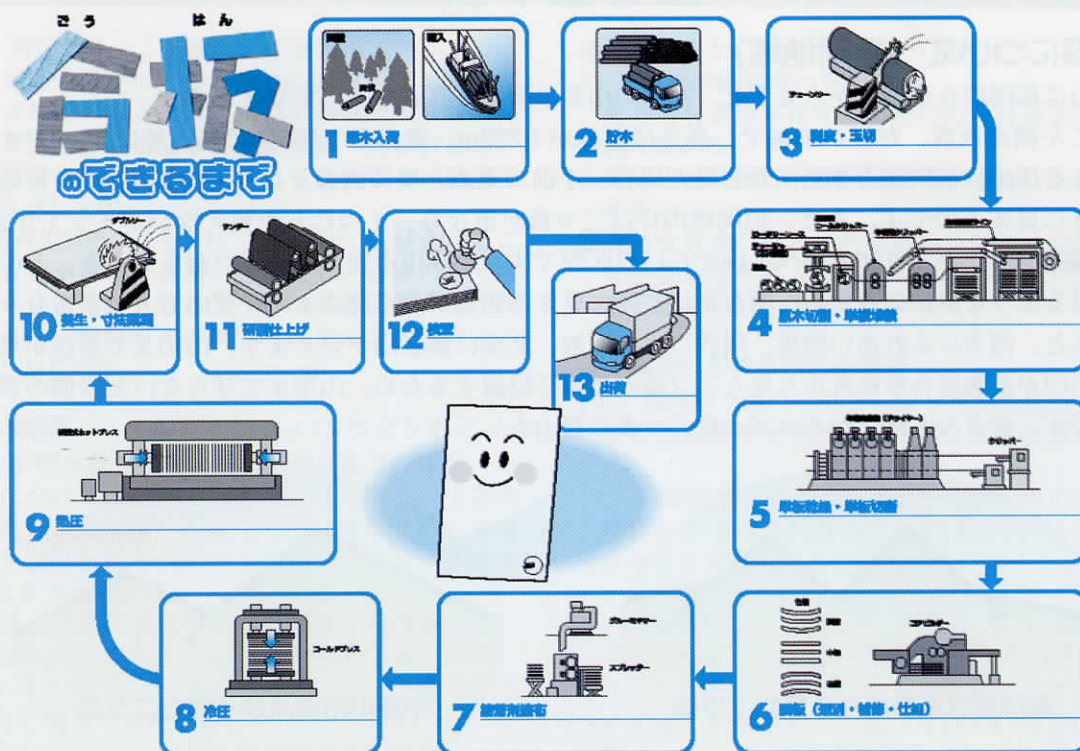
法人：年額2千円～8万円（現行の均等割額の10%相当額）

【課税期間】 5年間（導入5年後に見直しを行う）

* 毎年実施する事業の内容・結果は公表していきます。

■ 問い合わせ 岐阜県林政部 林政課 電話 058(272)8470

【合板のできるまで】



出典：日本合板工業組合連合会「合板のはなし」

「森の合板工場」現在の状況

国内初の内陸型合板製造拠点となる「森の合板工場」が本年4月4日より本格稼働を開始しました。間伐材を中心に年間約10万m³の原木を使用し、国産材100%の構造用合板を年間約250～300万枚製造する予定です。

本年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により国産材合板の生産量の約3割を占める岩手・宮城両県の沿岸部の合板工場が被災しました。これにより、被災していない国内の他地域の工場で生産量をカバーする必要が生じたため、現在、当工場は計画量を上回るフル操業が続けられています。

また、関連会社であるセイホク(株)石巻工場(宮城県石巻市)も被害を受けたため、そこから社員22名が移住し、当工場で働いています。

合板用原木は、岐阜県森林組合連合会が中心となって安定的に供給されています。

■工場の概要

工場整備期間：平成20年度～平成22年度

所在地：中津川市加子母東万賀地内

事業主体：「森の合板協同組合」(平成20年9月9日設立)

構成員：セイホクグループ現地法人5者、岐阜県森林組合連合会、
岐阜県素材流通協同組合の計7社

事業面積：約9.8ha(工場敷地面積約3.5ha)

事業費：約56.8億円



「森の合板工場」全景



原木の入荷状況

購・買・品・幹・旋

高枝鋏 (アルス)

高所の切断作業を強力サポート！

切った枝をしっかりとキャッチ

伸縮式高枝鋏 ズームチョッキチルトR 採取タイプ
160ZTR-3.0m-5D

採取タイプつかみ刃ロング3.0



果実、枝を確実につかみ採取タイプ。毛虫・害虫やトゲに触れずに安全に作業できます。(つかみ部は取り外すことができます)

1.8m→3.0m



標準価格 9,565 円を

7,460円

ラクラクカット！そのままキャッチ！

女性に優しいアンビルタイプ

伸縮式高枝鋏 ズームチョッキKタイプ
184ZKA-3.0m-5D



ズームレバーでポールを伸縮することができます。(5段階伸縮)

刃部は250°回転するので、枝の向きに合わせて切ることができます。

専用羅付き



標準価格 8,925 円を

6,960円

手 袋

使いやすさそのまま

指先の強さ2倍



パワフルトップ

180円

摩耗強度3倍袖口ロング・油に強い



パワークラブ ゼロ

3双組 **600円**

◆摩耗強度3倍 (当社比)
◆袖口ロングで手首をカバー
◆油に強いニトリルゴム使用

カイロ



菊の友はるカイロ

1箱40P入

標準価格 2,800円

1,300円



菊の友ホッカ&ホッカ

1箱40P入

標準価格 2,400円

1,200円

安全長脚絆

危険な作業機具による 切創・衝撃に強い！！ ステンレス板入り



9枚コハゼ K-70
(サイズ L・LL)

標準価格 5,670 円を

5,103円



フード付9枚コハゼ K-71
(サイズ L・LL)

標準価格 6,090 円を

5,670円

注文先

その他たくさん取り扱っております。お問い合わせ・ご注文は下記までご連絡ください。

中津川市森林組合 TEL. (0573) 65-1128・FAX. (0573) 65-7427

名義変更 (相続・譲渡・代表者変更) による届出についてのお願い

組合員様の死亡による相続、山の譲渡、団体・法人の代表者変更などによる名義変更の届出をされる方はご連絡下さい。郵送にて用紙をお送りいたします。また組合事務所までお見えになる方はこちらで手続きさせていただきますのでご印鑑をお持ち下さい。なお近くの運営委員の方で組合員様の変更にお気づきの方はお知らせください。